

警ら用無線自動車等に対する識別標識等の表示について（例規）

（最終改正：平成25年12月 6 日 地指第39号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車と警察用航空機の一体的な運用を図るため、次のとおり該当車両に警察名及び識別標識（以下「識別標識等」という。）を表示し、平成2年5月10日から運用することとしたので、適正な運用を図られたい。

記

1 趣旨

警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車の屋根等に識別標識等を表示し、警察用航空機（ヘリコプター）との緊密な連携を図り、突発重大事件等の発生に伴う緊急配備その他の警察活動において、空陸一体の連携による効果的な諸活動を行い、あわせて警戒力の充実を図るものである。

2 識別標識等の表示の対象となる車両

所属（和歌山県警察処務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第2号）第2条第3号に定める所属をいう。以下同じ。）に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車（いわゆる「覆面パトロールカー」を除く。）（以下これらを「表示対象車両」という。）とする。

3 識別標識等の表示

(1) 警察名表示

表示対象車両のトランク蓋表面及び左右のドア部に、識別標識等の表示要領（別表1）に基づき「和歌山県警察」と表示する。

(2) 識別標識表示

表示対象車両の屋根に、識別標識等の表示要領に基づき、識別標識付与基準（別表2）に示す所属略号及び数字を表示する。

4 経過措置

この例規通達の改正施行日（平成25年12月6日）以後において、減耗更新時期の都合により、識別標識付与基準に示す所属略号及び数字と異なるものを表示している車両については、当該車両の減耗更新時期までの間は、改正前の例規通達の定めによる表示のまま運用することができる。

別表1（3関係） 識別標識等の表示要領

字体、塗色等			○ 書体は、ゴシック体とする。 ○ 塗色は、黒色とする。 ○ 表示は、左横書きとする。
大 き さ	警 察 名		○ 一文字の大きさは、縦横 15 センチメートルとする。 ○ 文字の太さは、15 ミリメートルとする。
	識別標識	警ら用無線自動車	○ 一文字の大きさは、縦横 65 センチメートルとする。 ○ 一数字の大きさは、縦 65 センチメートル、横 40 センチメートルとする。 ○ 一文字の太さは、5 センチメートルとする。 ○ 一数字の太さは、10 センチメートルとする。
		交通取締用四輪車	○ 一文字の大きさは、縦 55 センチメートル、横 30 センチメートルとする。 ○ 一数字の大きさは、縦 55 センチメートル、横 25

			センチメートルとする。 ○ 一文字・一数字の太さは、5センチメートルとする。
--	--	--	---

備考

- 1 表中の文字の大きさ及び太さは、あくまで目安とし、車両の大きさや形状、車両付属品（赤色回転灯等）の位置等に応じて、適宜変更することを妨げない。この場合、警察航空機からの視認性を考慮し、可能な限り大きく表示するものとする。

- 2 形状は、別図のとおり。

（別図省略）

別表 2（3 関係）

識別標識付与基準

1 所属略号

所属	表示文字
本部所属	和
橋本警察署	橋
かつらぎ警察署	か
岩出警察署	岩
和歌山東警察署	東
和歌山西警察署	西
和歌山北警察署	北
海南警察署	海
有田警察署	有
湯浅警察署	湯
御坊警察署	御
田辺警察署	田
白浜警察署	白
串本警察署	串
新宮警察署	新

2 数字

種別	所属等	表示数字	表示例
----	-----	------	-----

警ら用無線自動車	生活安全部地域指導課 警察署地域課	無線電話局の呼出名称 の数字（１桁）	「和３」 「西１」等
交通取締用四輪車	交通部高速道路交通警察隊	無線電話局の呼出名称 の数字（300番台の３ 桁）	「和 300」 「和 310」等
	警察署交通課	無線電話局の呼出名称 の数字（200番台の３ 桁）	「東 200」 「有 201」等